

【令和5年度】

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者指名停止情報

No.	業者 コード	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止期間 始期～終期	期間	指名停止措置の根拠	事件の概要
1	1056	青木あすなろ建設(株) 東京都千代田区神田美土代町1	さいたま営業所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-23-1	R5.4.25 ～ R5.6.24	2月	要綱第3条(別表第2第6号イ、建設業法違反)	左記事業者は、岩手県内における送水路工事において、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結したことについて、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日に国土交通省関東地方整備局から、同条第3項に基づく営業停止処分を受けた。
2	28010	(株)フソウ 香川県高松市郷東町792-8	埼玉営業所 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-13-10	R5.4.25 ～ R5.5.24	1月	要綱第3条(別表第2第7号、不正又は不誠実行為)	三郷市発注の建設工事において、公訴時効が成立していることから逮捕等は行われていないが、左記事業者の使用人らが贈賄を行った事実が明確であるとして、埼玉県等から入札参加停止措置を受けた。